

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
カンボジア	プノンペン市洪水防衛・排水改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	プノンペン市洪水防衛・排水改善計画に必要な役務の供与	66,000千円 H15.2.5まで	H14.2.6 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H14.8.26 368号
カンボジア	シアムリアップ電力供給施設拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	シアムリアップ電力供給施設拡張計画に必要な役務の供与 1. 電力供給施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与 プノンペン市周辺村落給水計画を実施するために必要な 1. 井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及びび2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及びび2の施設及び機材の維持・管理指導に必要な役務の供与	2,131,000千円 (H14年度 580,000千円) H15.3.31まで (H15年度 1,551,000千円) H16.3.31まで	H14.5.23 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H15.7.17 256号
カンボジア	プノンペン市周辺村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	プノンペン市周辺村落給水計画に必要な役務の供与 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 プノンペン市洪水防衛・排水改善計画を実施するために必要な 1. ポンプ場及び関連施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及びび2の生産物の輸送に必要な役務の供与	784,000千円 H15.3.31まで	H14.6.13 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H15.7.8 231号
カンボジア	第三次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第三次地雷除去活動機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 プノンペン市洪水防衛・排水改善計画を実施するために必要な 1. ポンプ場及び関連施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及びび2の生産物の輸送に必要な役務の供与	798,000千円 H15.3.31まで	H14.6.13 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H15.10.2 358号
カンボジア	プノンペン市洪水防衛・排水改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	プノンペン市洪水防衛・排水改善計画に必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	2,056,000千円 (H14年度 734,000千円) H15.3.31まで (H15年度 1,322,000千円) H16.3.31まで	H14.8.27 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H15.10.6 371号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	366,000千円 H15.3.31まで	H14.8.27 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H15.10.6 372号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

カンボジアとの無償資金協力取極一覧

カンボジアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
カンボディア	プノンペン市小学校建設計画の ための贈与に関する日本国政府 とカンボディア王国政府との間 の交換公文	プノンペン市小学校建設計画の実施するために必要 な 1. 校舎及び関連施設の建設のために必要な生産物及び 役務の供与 2. 機材及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	577,000千円 H15.11.27まで	H14.11.28 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H15.10.2 367号
カンボディア	カンボディア王国政府に対する 贈与に関する日本国政府とカン ボディア王国政府との間の交換 公文	カンボディアの経済の構造改善努力推進及び債務問 題を含むカンボディアの経済困難緩和に寄与するた め、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	2,000,000千円 -----	H14.11.28 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H15.12.5 466号
カンボディア	カンボディア王国政府に対する 贈与に関する日本国政府とカン ボディア王国政府との間の交換 公文	カンボディアの経済の構造改善努力推進及び債務問 題を含むカンボディアの経済困難緩和に寄与するた め、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	450,000千円 -----	H15.1.13 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.8.26 527号
カンボジア	プノンペン市周辺地区村落給水 計画のための贈与に関する日本 国政府とカンボジア王国政府と の間の交換公文	プノンペン市周辺地区村落給水計画を実施するため に必要な 1. 井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 施設の運営指導に必要な役務の供与	442,000千円 H16.3.31まで	H15.6.25 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.7.21 364号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画の実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	57,000千円 H16.3.31まで	H15.6.25 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.7.30 405号
カンボジア	感染症対策計画のための贈与に 関する日本国政府とカンボジア 王国政府との間の交換公文	感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	395,000千円 H16.3.31まで	H15.8.18 プノンペン で (同日)	日本側 小川郷太郎在カン ボディア大使 ハオ・ナム カンボディア側 ハオ・ナム 上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.7.30 408号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。